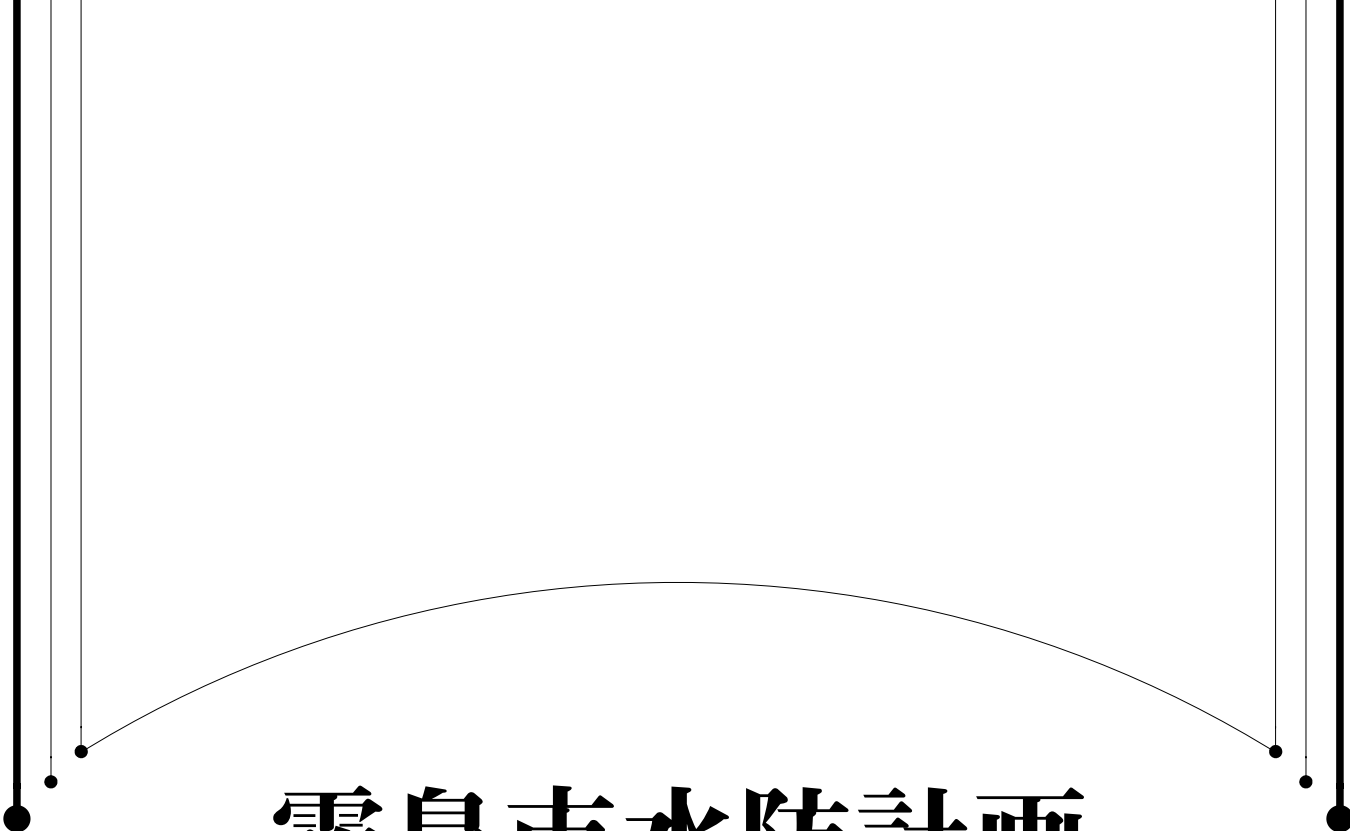




霧島市水防計画

霧島市防災会議

目 次

(令和 7 年度版)

第 1 節	総 則	1
第 2 節	水防体制	3
第 3 節	重要水防箇所等	3
第 4 節	気象警報等の収集・伝達及び水防関係者の措置	3
第 5 節	水防警報及び水位情報	5
第 6 節	水防活動	9
第 7 節	水防記録と水防報告	10
第 8 節	水防施設及び水防資器材	11
第 9 節	水防信号	11
第 10 節	水防訓練	12
	別記第 1 号様式	13
	別記第 2 号様式（記入例）	14

第 1 節 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、霧島市における河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2 定 義

(1) 水防管理団体

霧島市（水防の責任を有する団体）

(2) 指定水防管理団体

霧島市（水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した団体）

(3) 水防管理者

霧島市長（水防管理団体の長）

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき発令される警報をいう。

(5) 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（天降川、手籠川、郡田川）。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(6) 水防団待機水位

水防体制に入る水位をいう。

(7) 氾濫注意水位

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（警戒水位）をいう。水防のため出動の目安となる水位。

(8) 避難判断水位

市長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(9) 氾濫危険水位

市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位で、水防法第13条第1項及び第2項に規定する洪水特別警戒水位に相当する。

(10) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

3 水防の責任

(1) 市の責任（水防法第3条、第4条）

市は、指定水防管理団体として、この計画に基づき市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 一般住民の水防義務（水防法第24条）

水防管理者又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類され、「遠地津波」の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、「近地津波」の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、あくまでも消防職員及び消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施する。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防職員及び消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、以下の事項を遵守して消防職員及び消防団員自身の安全は確保する。

- (1) 水防活動時はライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、複数の通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため消防職員及び消防団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者や監視員は、現場状況の把握に努め、消防職員及び消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は消防職員及び消防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2節 水防体制

- 1 市長（本部長）は、水防管理者として本市域の水防のため必要のあるときは、霧島市地域防災計画第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもって当たるものとする。

なお、消防局及び消防団の水防体制にあつては、霧島市消防局の定める「霧島市消防計画」による。

- 2 水防法第15条の10に基づく、「始良・霧島地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」において、県、気象庁等と連携・協力し、水害に強い地域づくりに取り組む。

第3節 重要水防箇所等

1 重要水防箇所

市内の河川、海岸等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所であり、霧島市地域防災計画第5編資料9-2のとおりである。

2 水防箇所

市内の河川・海岸等の重要水防箇所外で沿岸区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり、霧島市地域防災計画第5編資料9-3のとおりである。

3 主要道路における交通途絶予想箇所

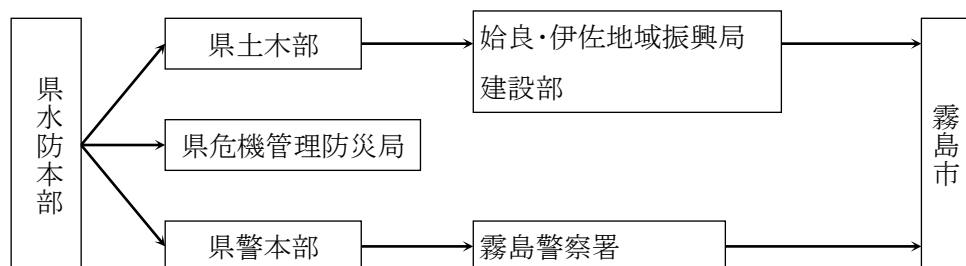
市内の主要道路で河川の氾濫、浸水、高潮等により交通途絶が予想される箇所は、霧島市地域防災計画第5編資料9-4のとおりである。

第4節 気象警報等の収集・伝達及び水防関係者の措置

1 気象警報等の収集・伝達

気象警報等の収集・伝達については、霧島市地域防災計画第2編第2章第8節「気象警報等の収集・伝達」及び第3編第2章第8節「地震情報・津波予報等の収集・伝達」による。

2 水防業務連絡系統図



3 水防関係者の措置

(1) 水防管理者の措置

水防管理者は、県又は気象台等から気象警報等の通報を受けたとき、または、自ら必要と認めたときは、直ちに消防局及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動態勢に入らせるとともに、その状況を県水防本部又は始良・伊佐地域振興局建設部長等に報告する。

(2) 堰堤・水こう門・樋門等管理者の措置

ア 管理者は、堰堤・水こう門・樋門等の監視員を毎年度当初に定める。

イ 監視員は、日頃から常に工作物を点検し出水時の操作に支障のないようにする。

ウ 監視員は、指示により出動して水防警報の種類に応じいつでも必要な措置が取れるよう備える。また、常に水位の変動を監視し、これの警戒操作に当たり、その状況によって必要な措置をとるとともに、その措置を適時に管理者に報告しなければならない。

(3) 排水ポンプ管理者の措置

各機場の操作規則及び細則に基づいて必要な体制及び措置をとるものとする。

河川名	名 称	位 置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
天降川	府中排水ポンプ場	国分 府中	6 台	$1.27\text{m}^3/\text{s} \times 6$ $= 7.62\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	姫城 3 号排水ポンプ場	隼人町 姫城	1 台	$1.33\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	日当山排水ポンプ場	隼人町 東郷	2 台	$1\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $= 2\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	姫城 2 号排水ポンプ場	隼人町 内	2 台	$0.75\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $= 1.5\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	見次排水ポンプ場	隼人町 姫城	2 台	$0.83\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $= 1.66\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	西瓜川原排水ポンプ場	隼人町 姫城	2 台	$0.5\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $= 1\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111

天降川	東郷排水ポンプ場	隼人町 東郷	2 台	$0.75\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $=1.5\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
天降川	大津排水ポンプ場	隼人町 内	2 台	$0.45\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $=0.9\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
—	下井排水ポンプ場	国分 下井	4 台	$0.50\text{m}^3/\text{s} \times 4$ $=2.00\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
—	住吉新田排水ポン プ場	隼人町 真孝	2 台	$1.00\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $=2.00\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111
—	島津新田排水ポン プ場	〃	3 台	$0.83\text{m}^3/\text{s} \times 3$ $=2.49\text{m}^3/\text{s}$	霧島市長	0995-45-5111

第 5 節 水防警報及び水位情報

1 水防警報

(1) 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水に備えるもので、警報発表時に水防工法等の対策を行うものではない。

(2) 知事が水防警報を行う河川

河 川 名		区 域
天降川	幹 川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支 川 ・ 手 籠 川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
	支 川 ・ 郡 田 川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで

(3) 水防警報発表者（霧島市関係分）

河 川 名	発 令 者
天降川 手籠川 郡田川	始良・伊佐地域振興局長

(4) 水防警報対象の水位観測所と氾濫危険水位等

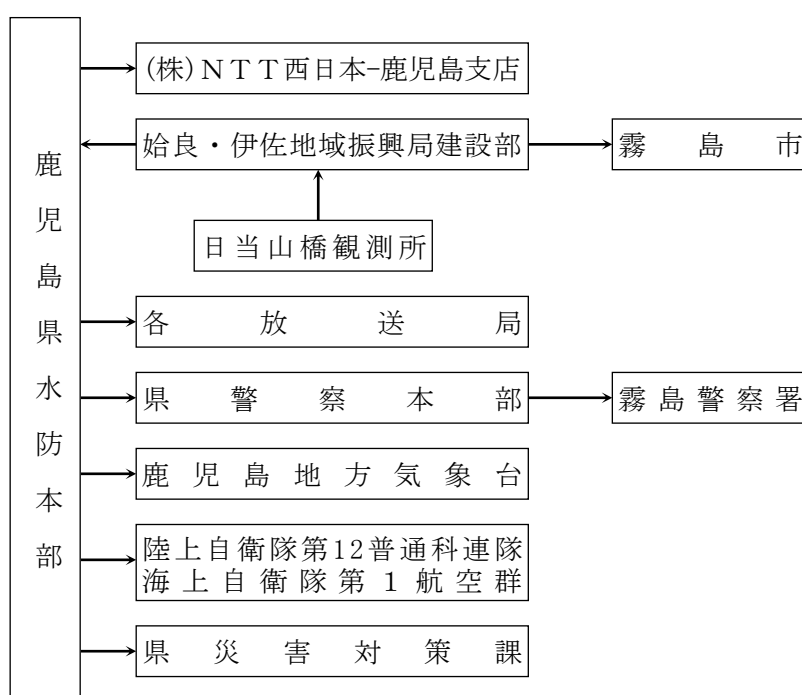
河川名	観測所名	地 先 名	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	観測所地点の現堤防高
天降川 手籠川 郡田川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40m	5.40m	6.40m	8.40m

※川床からの水位表示

(5) 各水防警報の種類に応じた基準水位

河川名	観測所名	水防警報の種類				摘要
		待 機	準 備	出 動	解 除	
天降川 手籠川 郡田川	日当山橋	水防団待機水位（4.40m）に達し、氾濫注意水位（5.40m）に達すると思われるとき	水防団待機水位（4.40m）を超え、氾濫注意水位（5.40m）を突破すると思われるとき	氾濫注意水位（5.40m）に達し、上昇の見込があるとき	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき	川床からの水位表示

(6) 天降川水系水防警報連絡系統図



2 水位情報

(1) 知事が水位情報の周知を行う河川（水位周知河川）

河 川 名		区 域
天降川	幹 川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで

天降川	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで
-----	--------	---

(2) 水位情報の通知者

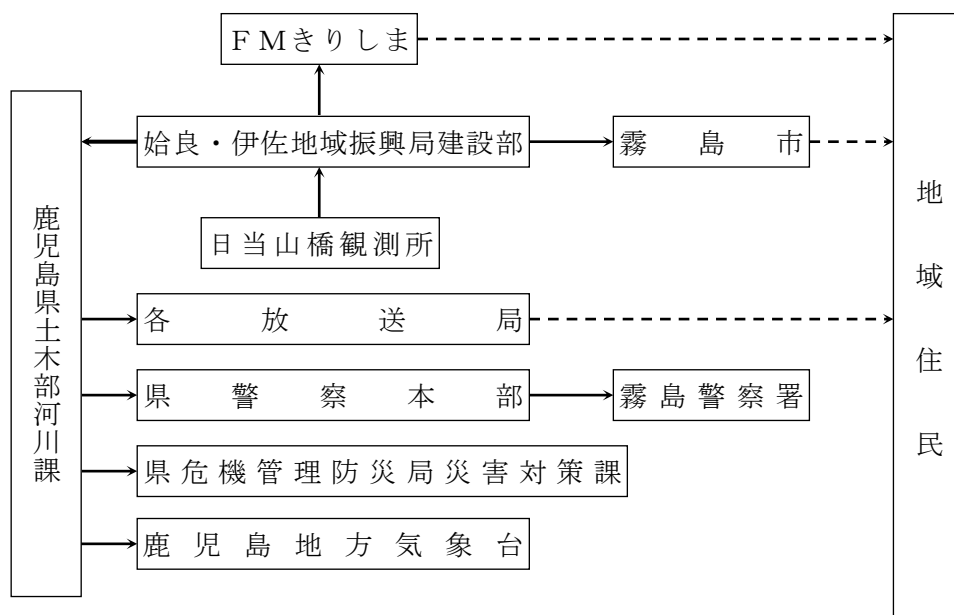
河川名	通知者
天降川 手籠川 郡田川	始良・伊佐地域振興局長

(3) 水位情報の基準となる水位

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	備考
天降川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40 m	5.40 m	6.40 m	6.40 m	川床からの 水位表示
手籠川							
郡田川							

※氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする

(4) 水位情報通知系統図



3 上記水防警報及び水位情報対象河川に準ずる河川

(1) 市は、水防警報および水位情報対象河川に準ずる河川として、以下の河川の水位等に注意

し、水位に応じ水防警報に準ずる対応をとる。

ア 手籠川

イ 検校川

(2) 氾濫危険水位等

河川名	観測所名	地 先 名	水 防 団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	備 考
手籠川	鏡橋	霧島市国分向花町 13番地先	3.60 m	4.10 m	—	5.10 m	川床からの 水位表示
検校川	向川原橋	霧島市国分字上井 大字向川原地先	1.80 m	3.00 m	—	4.00 m	

(3) 水防警報に準じた対応

河川名	観測所名	水防警報の種類				備 考
		待 機	準 備	出 動	解 除	
手籠川 検校川	鏡橋 向川原橋	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき	氾濫注意水位に達し、上昇の見込があるとき	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき	川床からの 水位表示

第6節 水防活動

1 市の水防活動

各対策部にあつては、霧島市地域防災計画第2編第2章「災害応急対策」に示す災害応急対策活動を行うものとする。

なお、下記の対策部にあつては、次の対応を行う。

(1) 消防対策部の対応

ア 消防局

消防局が実施する水防活動については、「霧島市消防計画」によるものとする。

イ 消防団

消防団が実施する水防活動については、「霧島市消防計画」によるものとする。

ウ 水害発生予想箇所等の調査

消防局長は、水防応急対策の効果的な実施と水害予防対策に資するため、所轄消防署に対し、出水期その他の適当な時期に期間等を指定し、市内河川等の堤防等で水害発生の危険が高い箇所及び浸水による被害拡大のおそれのある地域について、事前調査等を計画的

に実施させるものとする。

(2) 建設対策部の対応

建設対策部は、洪水警報等が発表された場合等には、必要な職員を配備するとともに、本部及び消防対策部等と連携して必要な水防活動を実施する。

ア 河川、道路等の災害防止

降雨等による災害発生危険性が予想される場合、主要道路及び河川その他のパトロールを実施し、国土交通省、県関係機関等との密接な連携のもとに災害発生又は危険箇所の発見に努め、かつ道路にあつては事故防止のための適切、迅速な対策を講じることにより交通の安全を図る。

イ 宅地の安全確保

降雨等による宅地への土砂災害等の防止、軽減を図るため、本部等と連携して、危険宅地等パトロールを実施するとともに、危険性が高いと判断される場合においては、土地所有者に対し危険防除の指導や地域住民への避難の指示等を行う。状況によっては、県、消防局等と連携して応急措置を実施する。

(3) 上下水道対策部の対応

下水処理、下水排除の万全を期するため必要のあるときは、次の対策を行うものとする。

ア 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。

イ 下水処理場、ポンプ所等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を運転し、下水処理、下水排除に万全を期するものとする。

(4) 本部の対応

本部は、降雨等による災害発生危険性が予測される場合、関係部や関係機関との連携のもと、災害危険箇所等のパトロール等の警戒活動を実施するとともに、必要に応じて、所轄警察署や消防局等との連携のもとに、住民の避難対策等を講じる。

2 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要が無くなったとき、又は、高潮のおそれが無くなったときは、水防活動体制を解除し、一般に周知するとともに、始良・伊佐地域振興局建設部に報告する。

第7節 水防記録と水防報告

1 水防記録

水防作業員が出動した時は、水防管理者は次の記録を作成し、保管する。

(1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表

- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防局及び消防団に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者の出動状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防署および消防団とその功績
- (17) 今後の水防上考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結した時は、その状況を別記第1号様式及び別記第2号様式により、水防本部長（知事）に報告する。

第8節 水防施設及び水防資器材

1 水防施設

指定水防管理団体である市は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備するものとする。

なお、水防器具資材の状況を把握するために、その数量を明記した標札を掲げるものとする。

2 水防資器材

水防器具資材は、県水防計画の備付器具資材標準に準じて整備するものとし、備蓄資材に不足を生じたときは速やかに補充すること。水防資材を使用したときは、受払い簿に正確に受払いをなし、資材に不足を生じないようにすること。

第9節 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

区分方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 約15秒 約 5 秒 約15秒 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第 2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第 3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約 5 秒 約10秒 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止
第 4 信号	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。	

(備考)

- 1 第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
- 2 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 3 第 3 信号 市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの。
- 5 地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。

第10節 水防訓練

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から消防機関の訓練を実施しておく。

- (1) 観 測 (水位・雨量・風速)
- (2) 通 信 (電話・無線・伝達)
- (3) 動 員 (消防団員・住民の応援)
- (4) 輸 送 (資材・器材・人員)
- (5) 工 法 (各水防工法)
- (6) 水門等の操作
- (7) 避難、誘導、救護

2 実施時期

市は、必要に応じ出水期前に行う。

- 3 水防訓練については、あらかじめ始良・伊佐地域振興局建設部長に通知し、実施後結果を県に報告する。

別記第1号様式

水防活動実施状況報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川		警戒水位		m				
			雨量		mm				
水防実施箇所	川		左岸		地先		m		
			右岸						
日時	自 月 日		時		至 月 日		時		
出動人員	水防団員		消防団		その他		合計		
水防作業の概況及び工法	箇所： 工法：								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資機材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の 死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の 状況			
水防活動に関する									
自己批判									
備考									

※水防を行った箇所ごとに作成

別記第2号様式（記入例）

令和○年台風○号における水防活動
（鹿児島県霧島市消防局（団）・令和○年○月○日～○日）

●概要

霧島市消防局（団）は、令和○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○人が出動。市内では、1時間雨量○○mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動人員	主な活動内容
○／○～○／○ 約12時間	○名	・土のう積み（○袋） ・避難誘導（○世帯） ・排水作業（○件）

水防活動実施箇所（地図）

水防活動または被害状況写真

水防活動または被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
堤防巡視

○○川左岸（○○地先）
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

水防活動または被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
月の輪工

○○地区の浸水被害